



茨城県

令和4年度

# 防災・危機管理部の概要

令和5年2月

茨城県防災・危機管理部

## 目 次

1	令和4年度の基本方針	1
2	令和4年度防災・危機管理部主要施策体系	2
3	令和4年度当初予算課別内訳	2
4	防災・危機管理部の組織	
	(1) 組織	3
	(2) 職員	3
5	各課の概況	
	防災・危機管理課	4
	消防安全課	8
	原子力安全対策課	12
	○参考資料	
	(1) 各課計画の概要	16
	(2) 附属機関一覧	26
	(3) 関係団体一覧	27

## 1 令和4年度の基本方針

防災・危機管理部では、「新しい安心安全ー災害に強い県土」を目標とし、県民や市町村、関係機関、事業者などと連携・協力しながら各種施策を推進する。

### (1) 防災・危機管理関連施策

災害に強い県土については、令和3年度に改定した「茨城県国土強靱化計画」に基づき、数値目標等の進捗管理を行いながら、事前防災・減災のための各種施策を推進していく。

災害等への対応については、発災時の住民の逃げ遅れによる被害ゼロを目指すため、市町村の避難支援の体制構築による高齢者等の避難支援及び防災講座等での意識醸成による住民の防災意識の向上のための取組を推進するとともに、避難行動を促す効果的な情報提供や災害ハザード内の県民への情報発信等を行う。

また、万が一のテロ、武力攻撃事態等の発生に備え、県国民保護計画に基づき、避難や救援等を迅速かつ的確に実施するための体制整備を図る。

災害救助等の実施については、東日本大震災や令和元年東日本台風等による被災者に対する生活再建の支援を行うとともに、大規模災害に備えた救援物資の備蓄の確保に努める。

### (2) 消防・産業保安関連施策

消防体制の強化については、地域の消防防災体制の中核的役割を果たす消防団の機能を維持していくため、団員の確保や機能別消防団員制度の導入促進、処遇の改善などを進めていく。

また、今後とも県民の生命、身体及び財産を守る責務を全うするため、令和5年に向け防災ヘリコプターの更新準備を進める等、一層の消防体制の充実強化に努める。

加えて、いばらき消防指令センター及び関係消防本部に配置した119番映像通報システムの運用実績を積み重ね、効果や課題等の情報を県内消防本部等に提供する。

さらに、事業所の防災・減災対策を促進させるなど、高圧ガス等の保安対策の強化を図っていく。

### (3) 原子力安全対策関連施策

原子力施設等の安全確保については、原子力安全協定に基づき立入調査などを行い、原子力施設の安全対策を確認するとともに、県原子力安全対策委員会や同委員会東海第二発電所安全性検討ワーキングチームにおいて、県内原子力事業所の安全対策に係る審議や検証を進めていく。

環境放射線の監視については、環境放射線監視計画に基づき原子力施設周辺の環境放射線等の監視を行う。

原子力防災については、東海第二発電所に係る広域避難計画や試験研究炉、核燃料加工施設に係る屋内退避及び避難誘導計画の策定・充実に国、市町村、関係機関とともに取り組むほか、原子力防災訓練にも取り組む。

原子力広報については、原子力や放射線、原子力防災等に関する基礎知識を普及啓発するため、専門家による講義や放射線測定体験の実施、児童・生徒や一般向けの冊子の発行などを行うほか、東海第二発電所に係る県の取組状況については引き続き広報紙の発行等を通じて情報発信していく。

## 2 令和4年度防災・危機管理部主要施策体系

		予算額:千円	担当課
1 防災・危機管理関連施策	(防災体制・危機管理の強化)		
	防災活動体制整備	15,576	(防災・危機管理課)
	総合防災センター管理運営	3,041	( " )
	防災情報ネットワークシステム運営管理	277,534	( " )
	被災者生活再建支援システム運営管理	41,118	( " )
	防災いばらき県づくり推進事業	53,992	( " )
	国民保護業務	3,227	( " )
	災害救助対策	29,164	( " )
	被災者生活再建支援補助事業	9,000	( " )
	災害援護資金貸付金償還金	158,562	( " )
2 消防・産業保安関連施策	(消防体制・産業保安の強化)		
	消防学校運営	192,929	(消防安全課)
	消防団署等指導育成	17,513	( " )
	救急業務	15,050	( " )
	119番映像通報システム導入促進事業費	6,936	( " )
	航空消防防災業務	308,973	( " )
	高圧ガス等保安対策事業	416,955	( " )
3 原子力安全対策関連施策	(原子力安全対策の推進)		
	原子力環境安全対策事業	2,664	(原子力安全対策課)
	放射線監視対策事業	837,788	( " )
	緊急時安全対策事業	557,964	( " )
	原子力広報安全対策事業	121,631	( " )
	原子力エネルギー教育支援事業	44,737	( " )

## 3 令和4年度予算課別内訳

(単位：千円)

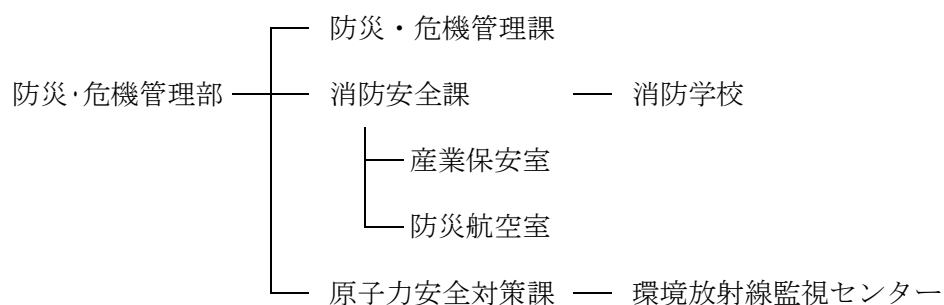
課名	当初予算額	補正予算額	現計予算額		
				特定財源	一般財源
防災・危機管理課	787,139		787,139	234,422	552,717
消防安全課	906,146	376,500	1,282,646	526,129	756,517
原子力安全対策課	1,787,181	595,859	2,383,040	2,189,678	193,362
防災・危機管理部計	3,480,466	972,359	4,452,825	2,950,229	1,502,596

### 【補正予算の概要】

- ・ L P ガス料金負担軽減支援事業 376,500千円  
(LPガス料金の高騰の影響を受ける一般家庭に対し料金の値引きを行うLPガス販売事業者への支援)
- ・ 原子力災害対策事業 595,859千円  
(屋内退避施設の放射線防護対策等への補助)

#### 4 防災・危機管理部の組織

##### (1) 組織



##### (2) 職員

令和5年1月1日現在

区分	職員				備考	
	事務職	技術職	技能労務職	計		
本 庁	防災・危機管理課	20	2		22	部長、次長、企画監、併任警察官各1名を含む
	消防安全課	14	17		31	市町村派遣職員11名を含む
	原子力安全対策課	10	10		20	
	計	44	29		73	
出 先 機 関	消防学校	15			15	市町村派遣職員7名を含む
	環境放射線監視センター	2	6		8	
	計	17	6		23	
合計		61	35		96	

※ 団体等への派遣職員、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員、会計年度任用職員を除く。

# 防災・危機管理課

## 【執行方針】

近年、災害は激甚化し、ひとたび発生すると大規模複合災害となる恐れがあり、防災・危機管理に対する県民の関心は高まっている。

「防災・危機管理部」では、各部局等における防災・危機管理対策の中心を担う「防災監」の連携を図り、体制を強化している。

複合災害を含め、「災害等はいつでも起こり得る」という意識を持って、あらゆる事態を想定しておくとともに、万一の場合には、速やかに初動体制を立ち上げ、迅速かつ的確な情報収集と分析を行い、適切に対応できるよう、国、市町村、警察、自衛隊、指定公共機関などの関係機関との連携を強化し、防災・危機管理の一層の充実を図る。

## 1 防災対策の推進

### (1) 防災対策の総合的推進

令和3年度に策定改定した「茨城県国土強靱化計画」に基づき、進捗管理を行いながら、災害に強い県土づくりを推進するとともに、複合的な広域災害にも迅速かつ的確に対応できるよう、県の最新の取組や国の動向を踏まえつつ、県地域防災計画の充実を図る。

また、防災監会議により防災・危機管理部と各部局等の情報共有や連携強化を図る。

### (2) 災害時活動体制の整備

大規模災害に備え、自衛隊等の防災関係機関や関東各都県との連携強化を図るとともに、国や市町村等とも連携し、防災対策を積極的に推進する。

また、災害時等における情報の収集・伝達のため整備した防災情報ネットワークシステムの迅速かつ的確な運用を行うとともに、民間の防災アプリの活用や、市町村の罹災証明書発行機能等を共通化する被災者生活再建支援システムの運用を適正に行う。

### (3) 避難対策強化事業

発災時の住民の逃げ遅れをゼロとするため、自主防災組織及び地域防災リーダーを育成し洪水ハザード内の高齢者等の避難支援者を確保するとともに、市町村の避難支援の体制構築等の取組を推進する。

また、避難所開設・運営訓練やマイ・タイムライン作成講座等の取組により、住民の避難意識向上を目的とした「避難力強化訓練」を実施する。

### (4) 避難意識向上SNS活用事業

SNSをベースにしたチャットボットの技術を用いて、避難行動を促す効果的な情報提供や災害ハザード内の県民への情報発信等を行う。

## 2 危機管理体制の充実

### (1) 危機管理対策

危機事象の発生に備え、茨城県危機管理指針に基づき、庁内の連携体制を確保し、防災監会議や危機管理連絡会議等を活用して部局間の情報共有等を行う。

また、非常時における円滑な業務執行を確保するため、業務継続計画（BCP）の点検や、各部局等における業務継続マニュアルの見直しを行う。

### (2) 国民保護対策

武力攻撃事態やテロ等に備え、国、市町村、警察、自衛隊等の関係機関との連携強化や、県国民保護計画の点検や修正を行うほか、市町村国民保護計画の修正に係る助言や、県民等への国民保護の普及・啓発に努める。

## 3 災害救助等の実施

### (1) 災害救助法その他の支援制度の実施

東日本大震災に伴う福島県からの避難者に対し、応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げ等）の供与を行う。また、令和元年東日本台風等の被災世帯に対し被災者生活再建支援金の支給を行う。

### (2) 生活救援物資の整備

大規模災害等に備え、県央、県南及び県西総合防災センターを活用し避難者に対する非常用食糧や生活必需品を確保するとともに、流通在庫備蓄の推進を図る。

【事業計画】

事業名	事業の概要	予算額(千円)
1 防災対策の推進		391,261
(1) 防災対策の総合的推進	<p>「茨城県国土強靱化計画」に基づき、事前防災・減災のための施策の進捗管理を行う。また、県内市町村に対し国土強靱化計画の早期策定や改定に向けた支援を行う。</p> <p>市町村・自衛隊等防災関係機関との連携強化を図るため、各種研修会、会議を開催するほか、相互応援協定締結都県との連携強化を図る。</p> <p>近年の社会情勢の変化を踏まえ、県地域防災計画の改定を行う。</p> <p>各部局が実施している防災施策等の情報共有や部局間の協議等を行うため、防災監会議を開催する。</p>	18,617
(2) 災害時活動体制の整備	<p>災害時において職員及び防災関係機関が迅速、的確な応急活動が行えるよう体制を整備する。</p> <p>ア 避難力強化訓練 避難所開設・運営訓練やマイ・タイムライン作成講座等に取り組む等、住民の避難意識向上を目的とした訓練を実施する。</p> <p>イ 防災情報ネットワークシステム運営管理 総合的な災害対策を実施するための防災センター施設、衛星系・地上系による通信設備、気象・災害情報を一元管理する情報設備の適正な運用管理を行う。</p> <p>また、市町村、消防本部等職員のシステム操作等に係る習熟度を向上させるため、定期的に操作訓練等を実施する。</p> <p>ウ 被災者生活再建支援システム運営管理 被災者に対する迅速な罹災証明書の交付等のために整備した「被災者生活再建支援システム」を市町村と共同で管理運営する。</p>	318,652
(3) 避難対策強化事業	<p>発災時の住民の逃げ遅れゼロを目指すため、高齢者等の避難支援や住民の防災意識の向上を図る。</p> <p>ア 高齢者等の避難支援 市町村に対し、整備した避難支援体制の確実な運用が図れるよう支援を行うとともに、いばらき防災大学等による地域防災リーダーの育成や市町村と連携した自主防災組織の結成促進など地域の実情に応じた共助体制の整備を推進する。</p> <p>イ 住民の防災意識の向上 市町村と連携した実効性のある避難力強化訓練を実施するとともに、県独自様式である「我が家のタイムライン」を活用したマイ・タイムライン作成講座や、洪水ハザード内の小学校でのマイ・タイムライン作成を取り入れた授業を実施し、避難行動に結びつけるための防災意識の醸成を図る。</p>	47,172

事業名	事業の概要	予算額(千円)
(4) 避難意識向上SNS活用事業	<p>SNSをベースにしたチャットボットの技術を用いて、避難行動を促す効果的な情報提供や災害ハザード内の県民への情報発信等を行う。</p> <p>ア 県民への災害関連情報等の提供 SNSをベースにしたチャットボットを活用し、避難情報の発令、避難所の開設情報等を提供する。</p> <p>イ 利用方法に係る県民への幅広い周知 県広報誌やホームページ等のほか民間業者のデジタルサイネージやスマートフォン教室等を活用し、周知を行う。</p>	6,820
2 危機管理体制の充実	<p>ア 危機管理対策</p> <p>(ア) 危機管理連絡会議の運営 平時からの全庁的な危機管理体制の整備を推進するとともに、危機発生時において、情報共有や総合調整を行い、迅速かつ的確に応急対策を実施する。</p> <p>(イ) 茨城県危機管理対策本部の設置・運営 武力攻撃事態やテロなど、県民に重大な被害が生じ又は生じるおそれがある危機事象が発生し、全庁的な対応が必要な場合には、危機管理対策本部を設置し、総合的な対策に取り組む。</p> <p>(ウ) 業務継続計画及びマニュアルの維持管理 大規模地震発生時において、災害応急対策業務を行いつつ県民生活に必要な通常業務を適切に実施するために策定した茨城県業務継続計画(地震編)及びマニュアルについて、各部局等と連携して見直しを行う。</p> <p>イ 国民保護対策</p> <p>(ア) 国民保護体制の充実強化 研修会や訓練の実施により、職員の対処能力の向上と関係機関との連携を強化するとともに、訓練等により検証し、県国民保護計画がより実効的なものとなるよう、必要な修正を行う。</p> <p>(イ) 国民保護措置の習熟・連携強化 情報共有や研修会の実施により、県、市町村及び警察、自衛隊等の関係機関の国民保護措置活動への習熟と関係機関相互の連携強化を図る。</p> <p>(ウ) 国民保護の普及・啓発 ホームページやイベントを活用するとともに、講演会の情報を周知するなど、県民に対する国民保護の普及・啓発に努める。</p>	3,227



事業名	事業の概要	予算額(千円)
3 災害救助等の実施	<p>ア 災害救助法その他の支援制度の実施</p> <p>(ア) 東日本大震災に伴う福島県からの避難者に対し、災害救助法に基づき、応急仮設住宅を供与する。</p> <p>(イ) 災害救助法に基づき、基金を積立てし、適正な管理を行う。</p> <p>(ウ) 災害弔慰金等を支給した市町村に対し、費用の一部を補助する。</p> <p>(エ) 災害等による被災者に対し、被災者生活再建支援法人（公益財団法人道道府県センター）を通じ被災者生活再建支援法による支援金の支給に努める。</p> <p>(オ) 被災者に対し、茨城県被災者生活再建支援補助事業により、被災者生活再建支援法の適用にならない住宅全壊被害等について、法と同趣旨の支援金を支給する。</p> <p>(カ) 災害援護資金貸付を実施した市町村から償還金の受入を行うとともに、国庫貸付金分を国に対して償還する。</p> <p>イ 生活支援物資の整備</p> <p>大規模災害等に備え、非常用食糧や生活必需品の備蓄の充実を図るとともに、流通在庫備蓄を推進し、救援物資の備蓄・調達体制の整備に努める。</p>	196,726

# 消 防 安 全 課

## 【執行方針】

近年における都市化の進展や産業経済の発展に伴い、災害は多様化し、また、ひとたび発生すれば大災害となる危険性を包含している。

このような状況下において、今後とも県民の生命、身体及び財産を守る責務を全うするため、次の消防安全対策を積極的に展開し、消防体制の充実強化及び高圧ガス等の保安対策強化を図る。

### 1 消防体制の充実強化

住民の期待と信頼に応える高度な消防サービスが提供できるよう、消防力の強化を図るため、消防の広域化を推進するとともに、茨城消防救急無線・指令センター運営協議会が行う消防救急デジタル無線システムの共同運用（21 消防本部 34 市町）及びいばらき消防指令センターの共同運用（20 消防本部 33 市町）が効果を最大限に発揮できるよう、引き続き、協議会と連携を図るとともに、いばらき消防指令センター及び関係消防本部に配置した 119 番映像通報システムの運用実績を積み重ね、効果や課題等の情報を県内消防本部等に提供する。

また、地域防災力の中核として重要な役割を担う消防団について、年額報酬や出動報酬の引き上げ等による団員の処遇改善や、限定した活動のみを行う機能別団員制度等の導入による団員の確保に取り組む。

さらに、近年、大規模化・激甚化する災害に対応し、県民の生命、身体及び財産を守る責務を全うするため、令和 5 年に向け防災ヘリコプターの更新準備を進める等、一層の消防体制の充実強化に努める。

### 2 予防対策の推進

火災予防思想の普及啓発のため、春・秋 2 回の「全国火災予防運動週間」を中心に各種広報活動を実施するとともに、女性防火・防災クラブなどの民間防災組織の育成・強化を図る。

また、建物火災による死者数の低減を図るため、関係機関と連携を図りながら住宅用火災警報器の普及など住宅防火対策を推進するほか、危険物施設の安全確保のため、事業者及び危険物取扱者に対し、保安基準の順守徹底を指導する。

### 3 救急救助体制の充実

傷病者の救命率の向上を図るため、「茨城県傷病者の搬送及び受入れに関する実施基準」に基づく救急搬送・受入れの体制を推進するとともに、救急資機材の高度化や救急救命士などの計画的養成、メディカルコントロール体制の整備充実など、病院前救護体制の充実強化を図る。

### 4 高圧ガス等保安対策の推進

高圧ガスや火薬類等の規制・指導、電気工事業者等の登録・指導などを行うとともに、事業所の防災・減災対策を促進させることにより、災害を防止し、公共の安全を確保する。

【事業計画】

事業名	事業の概要	予算額(千円)
1 消防体制の充実強化		526,351
(1) 119番映像通報システム導入促進事業	<p>いばらき消防指令センター等に配置した「119番映像通報システム」を試験的に運用することにより、その効果や課題等を見定め、試験運用後の各消防本部等による主体的な本格導入を促進する。</p>	6,936
(2) 消防学校運営	<p>消防職・団員が業務を的確に遂行し、県民の期待に十分に応えることができるよう、消防学校における教育訓練を通じ、高度で専門的な知識と技術を習得させ、使命感及び士気の高揚、規律の保持、協調精神の涵養を図る。特に、初任教育においては、直ちに警防隊員として活動できる技能と基礎体力の向上を図ることを基本方針として、実践的な教育訓練を行う。</p> <p>また、消防学校内の施設設備については、消防現場の装備の近代化や、建物及び主要備品の老朽化に対応するため、計画的な更新及び修繕を行う。</p>	192,929
(3) 消防団署等指導育成	<p>消防職・団員の士気高揚と消防活動に対する県民の理解を深めるため、消防大会・消防ポンプ操法競技大会及び消防職・団員に対する表彰を行うとともに、地域防災力の中核となる消防団員の確保を図る。</p>	17,513
(4) 航空消防防災業務	<p>大規模災害時における情報収集、林野火災の消火、救助、救急搬送などを行う防災ヘリコプター「つくば」を運航する。</p> <p>【防災ヘリコプター「つくば」の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・駐機場所 つくば市上境「つくばヘリポート」</li> <li>・運航時間 8：30～17：15 (緊急時は日の出から日没まで)</li> </ul>	308,973

事業名	事業の概要	予算額(千円)
<b>2 予防対策の推進</b>		<b>103,494</b>
(1) 火災予防対策	<p>春・秋2回の「全国火災予防運動週間」を中心に各種広報活動を実施し、火災予防思想の普及啓発に努めるほか、小中学生を対象とした火災予防ポスターコンクールを実施し、最優秀作品を火災予防啓発ポスターに採用し、各市町村に配布する。</p> <p>また、火災による死者の減少を図るため、住宅防火対策を推進する。</p> <p>【全国火災予防運動週間】</p> <p>春 3月1日～7日</p> <p>秋 11月9日～15日</p> <p>林野火災の特殊性に鑑み、出火防止対策をはじめ、防災ヘリコプターの運用など広域的な応援体制の確立に努める。</p>	693
(2) 危険物規制指導	<p>危険物安全週間を中心にポスターの掲示を行うとともに、危険物安全大会を開催し優良事業所等を表彰するなど、安全意識の高揚に努める。</p> <p>また、規制指導に従事する職員に、引き続き市町村からの派遣消防職員を充て、指導強化を図る。</p> <p>【危険物安全週間】（令和4年度）</p> <p>6月5日～11日</p>	60,661
(3) 石油コンビナート等 防災対策	<p>石油コンビナート等特別防災区域内に立地する事業所に対する規制、指導を行うとともに、消防本部等防災関係機関との連絡調整等を行い、防災体制の確立に努める。</p>	808
<b>3 救急救助体制の充実 (救急体制強化事業)</b>	<p>救命率の向上に資するため、プレホスピタル・ケアの更なる充実を図り、市町村の行う救急業務の高度化を推進する。</p> <p>ア 「茨城県傷病者の搬送及び受入れに関する実施基準」を実効的に運用するとともに、定期的に見直しを行い、傷病者の搬送及び受入れの迅速かつ適切な実施を図る。</p> <p>イ メディカルコントロール体制の整備</p> <p>救急救命士を含む救急隊員の行う応急処置の質を医学的見地から担保するため、メディカルコントロール体制の充実・強化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・茨城県救急業務高度化推進協議会の運営</li> <li>・メディカルコントロールに係わる医師及び救急隊員に対する研修の開催</li> </ul>	<b>15,050</b>

事業名	事業の概要	予算額(千円)
<p>4 高圧ガス等保安対策の推進 (高圧ガス等保安対策事業)</p>	<p>ウ 救急救命士の養成 救急現場において高度な処置が実施できる救急救命士を養成するため、教育訓練を実施する(一財)救急振興財団の運営費を負担する。 令和3年度 27名養成 (令和3年4月現在で消防本部に所属する救急救命士の総数 1,159名)</p> <p>公共の安全確保を推進するため、高圧ガス・火薬類等に関する製造・販売・貯蔵・消費に係る規制・指導や電気工事業等の登録・指導などを行う。</p> <p>ア 高圧ガス保安対策 ・高圧ガス関連許可申請の審査、保安検査等の実施 保安講習会の開催 ・コンビナート事業所における自主保安の推進</p> <p>イ 液化石油ガス保安対策 ・液化石油ガス関連許可申請・登録の審査、保安検査等の実施、保安講習会の開催</p> <p>ウ 火薬類等保安対策 ・火薬類関連許可申請の審査、保安検査等の実施、保安講習会の開催 ・猟銃等の製造・販売の許可審査・立入検査等の実施</p> <p>エ 電気工事等保安対策 ・電気工事士免状の交付、電気工事業の登録及び指導</p> <p>オ LPガス料金負担軽減支援対策 ・LPガス料金上昇の影響を受ける一般家庭に対し値引きを行うLPガス販売事業者への支援</p>	<p>416,955</p>

# 原子力安全対策課

## 【執行方針】

福島第一原子力発電所事故などを踏まえ、県内原子力施設の安全性や防災体制への県民の関心は高い状況にあり、県においては、関係市町村とともに東海・大洗地区の17原子力事業者と締結している原子力安全協定等に基づく立入調査等による原子力施設の安全対策などの確認や、環境放射線監視計画に基づき原子力施設周辺の環境放射線の監視・評価を行っている。

また、万が一の事故に備えた原子力防災体制の構築に向け、関係機関と連携して諸課題の解決を図るとともに、関係市町村の避難計画策定・充実について支援するほか、原子力や放射線、原子力防災等に関する基礎知識の普及等を通じて県民の不安解消に努める。

## 1 原子力施設等の安全確保

原子力安全協定に基づき、原子力施設への立入調査等を行うとともに、茨城県原子力安全対策委員会等において、原子力施設の地震・津波対策や重大事故対策等について検証するなど原子力施設の安全性に係る対策強化に努める。また、茨城県原子力安全対策委員会東海第二発電所安全性検討ワーキングチームにおいて、県民意見も踏まえた安全性の論点について、検証を進めていく。

## 2 環境放射線の監視

茨城県東海地区環境放射線監視委員会において、茨城県環境放射線監視計画に基づき実施した環境放射線の常時監視や土壌・農畜水産物等環境試料中の放射性物質の測定・分析結果の評価を行い県民に公表する。また、緊急時には環境放射線監視センターや茨城県原子力オフサイトセンター等が連携し、迅速な放射能の測定分析に努める。

## 3 原子力防災

東海第二発電所に係る広域避難計画や試験研究炉、核燃料加工施設に係る屋内退避及び避難誘導計画の策定・充実に国、市町村、関係機関とともに取り組むほか、茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）に検討を加え、必要に応じ改定を行う。

また、防護服、放射線測定器や緊急時モニタリングに利用する防災活動資機材の整備、茨城県原子力オフサイトセンターの維持管理、要配慮者の屋内退避施設への放射線防護対策、防災業務関係者に対する防災研修などを行う。

## 4 原子力広報・原子力教育

原子力や放射線、原子力防災等に関する基礎知識の普及・啓発を図るため、原子力ハンドブック等の発行、ラジオ・動画等による広報を行うほか、市町村や関係団体等が実施する広報事業の支援や学校への講師派遣などを行うほか、東海第二発電所等に係る県の取組状況については広報紙の発行等を通じて情報発信していく。

## 5 除染活動への支援

除染実施計画を策定した19市町村について、汚染状況重点調査地域の指定解除に向けた取組が円滑に進むよう、国や関係市町村との連絡調整を行う。

【事業計画】

事業名	事業の概要	予算額(千円)
<b>1 原子力施設等の安全確保</b>		<b>45,635</b>
(1) 原子力環境安全対策 ・原子力安全協定 (S49～) ・使用済燃料輸送協定 (S52～) ・通報連絡協定 (H9～)	原子力安全協定、使用済燃料輸送協定等を的確かつ円滑に運用する。 ア 原子力安全協定に基づく安全の確認 ・原子力施設の新増設等計画 ・定期検査の計画及び結果 ・事故、故障（原因、対策等） ・運転状況、被ばく状況等（定期的報告） イ 原子力施設への立入調査の実施 ウ 通報連絡訓練の実施 エ 原子力施設の事故・故障等に係る情報提供	2,664
(2) 放射線監視・防災対策専門員の配置 (H12～)	原子力施設への立入調査等の際に技術的な助言を得るため、原子力の知識及び経験を有する放射線監視・防災対策専門員を県及び関係6市町村 <sup>(※)</sup> に配置する。 ※東海村、那珂市、大洗町、常陸太田市、日立市、茨城町	40,679
(3) 茨城県原子力審議会 の運営 (S36～)	本県の原子力施策の基本方針、大規模な原子力施設の新増設計画等について調査審議する。 (審議会委員：23名)	706
(4) 茨城県原子力安全対策委員会の運営 (S54～)	原子力施設周辺の環境安全、原子力施設の安全性など、原子力安全対策について技術的・専門的に調査検討する。(委員会委員：14名)	1,586
<b>2 環境放射線の監視</b>		<b>693,638</b>
(1) 放射線監視対策	茨城県東海地区環境放射線監視委員会が定めた環境放射線監視計画に基づき、原子力施設周辺の環境放射線等の測定・分析を行い、測定結果を同委員会が評価し公表する。  ア 環境放射線の常時監視(S52～) 原子力施設周辺における空間ガンマ線量率や主要な排水口における放射能濃度の24時間連続測定を行う。 測定結果は専用回線等を通じて環境放射線監視センターにて常時監視するとともに、17市町村等19カ所に設置した表示局(大型モニター)にリアルタイムで表示し、住民に直接監視情報を提供する。 ※常時監視局：83局(うち県設置局：63局、事業所設置局：10局、排水局(事業所設置)：4局、排気筒局(事業所設置)：6局)  イ 環境試料の測定・分析(S32～) 原子力施設からの影響の有無を確認するため、土壌、海水、農畜水産物等の環境試料や原子力施設の排水を定期的に採取し、放射性物質の測定・分析を行う。	683,232

事業名	事業の概要	予算額(千円)
	<p>ウ 測定結果の検討評価・公表(監視委員会の運営)(S46～) 測定結果は、監視委員会の下部組織である評価部会において評価等を行い、監視委員会へ報告した上で、環境放射線監視季報等で公表する。 (委員会委員：29名)</p> <p>エ 環境放射線監視センターの運営(H19～) 平常時には、環境放射線の常時監視、環境試料中の放射性物質の測定・分析を行う。 緊急時には、原子力オフサイトセンター等と連携し、緊急時モニタリングを実施する。</p>	
(2) 環境放射能水準調査(S33～)	全国的な環境放射能の水準を把握するため、空間ガンマ線量率や環境試料中の放射能を測定・分析する。 (原子力規制庁委託事業として47都道府県が実施)	10,406
<b>3 原子力防災</b>		<b>1,278,729</b>
(1) 防災活動資機材等の整備・維持管理(S54～)	原子力災害時において応急対策を行うための防護服、放射線測定器等の防災活動資機材を計画的に整備するとともに維持管理を行う。一部の資機材については関係14市町村に貸与する。	312,098
(2) 原子力オフサイトセンターの維持管理(H13～)	原子力災害時に応急対策の拠点として十分に機能するよう、管理員を配置するとともに施設設備の保守・点検等を行う。	44,255
(3) 緊急時モニタリング資機材の整備・維持管理(H26～)	原子力災害時に環境放射線の状況に関する情報収集と防護措置実施の判断材料として、空間線量率の測定、環境試料中の放射性物質の測定等を実施するための資機材の整備・維持管理等を行う。	124,047
(4) 原子力災害対策事業費補助	原子力災害時において病院等の要配慮者が屋内退避するため、放射線防護対策及び屋内退避時に必要な資機材や物資の備蓄について補助する。	(R4年度補正 595,859)
(5) 防災研修の実施(S55～)	原子力防災に関する知識と技術の習得を図るため、防災業務関係者(県、市町村、警察、消防職員等)を対象に各種研修を実施する。	9,886
(6) 防災対策調査・普及啓発等の実施	地域防災計画や広域避難計画の見直し等に資する調査の実施や市町村の避難計画策定等を支援する。	82,338
(7) 統合原子力防災ネットワークの運営	原子力災害時の防災関係機関間の連絡体制確保のためTV会議システムやIP電話等の保守管理を行う。	82,960
(8) 原子力防災訓練の実施(S56～)	原子力災害時の応急対策が、迅速・的確に行われるよう、また住民の防災意識の向上を図るため、原子力防災訓練を実施する。	27,286



事業名	事業の概要	予算額(千円)
<b>4 原子力広報・原子力教育</b>		<b>176,581</b>
(1) 県民に対する原子力基礎知識の普及	<p>広く県民に対し原子力や放射線、原子力防災等に関する基礎知識の普及を図るため、各種広報事業を実施するとともに市町村の広報事業を支援する。</p> <p>ア 県の実施する広報事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ラジオ・動画等広報の実施(S49～)</li> <li>・原子力に係る小冊子の発行など</li> </ul> <p>イ 市町村の広報事業への支援(S55～)</p> <p>東海村等関係9市町村が行う広報事業(パンフレット作成、研修会や施設見学会の開催等)に対し助成する。</p>	105,832
(2) 学校教育における原子力基礎知識の普及	<p>学校教育において原子力基礎知識の普及を図るため、児童・生徒及び教員向けの事業を実施するとともに市町村の普及事業を支援する。</p> <p>ア 教員を対象としたセミナーの開催(H14～)</p> <p>イ 原子力専門家を県内の小中学校・高校・特別支援学校へ派遣(H26～)</p> <p>ウ 市町村の教育事業への支援(H14～)</p> <p>市町村が実施する原子力・エネルギー教育事業(実験用教材の購入等)に対し助成する。</p>	44,737
(3) 広報紙の発行・配布	<p>東海第二発電所に係る安全性の検証や避難計画の策定状況、課題などについて広報紙を発行し、県民への周知を図る。</p>	26,012
<b>5 除染活動への支援</b>	<p>除染実施計画を策定した19市町村について、汚染状況重点調査地域の指定解除が円滑に進むよう、国や関係市町村と連絡調整を行う。</p>	—

## (参 考 資 料)

### 〔計画の概要〕

○茨城県国土強靱化計画-----	1 7
○茨城県地域防災計画（地震災害、津波災害、風水害等対策計画編）----	1 8
○茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）-----	1 9
○原子力災害に備えた茨城県広域避難計画-----	2 0
○第6次地震防災緊急事業五箇年計画-----	2 1
○茨城県業務継続計画（地震編）-----	2 2
○茨城県国民保護計画-----	2 3
○茨城県石油コンビナート等防災計画-----	2 4
○茨城県傷病者の搬送及び受け入れに関する実施基準-----	2 5

〔付属機関一覧〕-----	2 6
---------------	-----

〔関係団体一覧〕-----	2 7
---------------	-----

## 茨城県国土強靱化計画

計画策定の趣旨	「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」第13条に基づき、本県における国土強靱化に関する施策を総合的、計画的に推進し、大規模災害に対する生活の安全が確保され、安心して暮らし続けられる社会を実現するため、本計画を策定する。
計画期間	平成29年度から令和7年度まで (平成29年2月策定 令和4年3月改定)
計画の特徴	国の国土強靱化基本計画との調和を保ち、県総合計画の内容を踏まえつつ、県政全般に関する計画として、国土強靱化の関連部分において県総合計画や部門別計画等の指針となるもの。
計画の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 基本理念 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 強くしなやかないばらきづくり</li> <li>・ 首都直下地震等発生時のバックアップ機能の充実</li> </ul> </li> <li>○ 基本目標 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人命の保護が最大限図られること</li> <li>・ 県政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること</li> <li>・ 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化</li> <li>・ 迅速な復旧復興</li> </ul> </li> <li>○ 脆弱性評価の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 40のリスクシナリオごとに現行施策の脆弱性評価を行い、7つの個別的施策分野及び5つの横断的分野ごとに結果を整理</li> </ul> </li> <li>○ 推進方針 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 脆弱性評価結果に基づき、リスクシナリオを回避するために必要な施策群を施策分野ごとに整理し、推進。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 個別施策分野 住宅・都市・住環境：住宅、建築物等の耐震化 など</li> <li>② 横断的分野 老朽化対策：公共施設等の長寿命化対策 など</li> <li>③ 数値目標：市町村のタイムライン策定率 など</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p style="text-align: right;">30項目</p>
計画の推進体制	各部局庁と連携し、毎年度、施策の進捗管理を行うとともに、PDCAサイクルにより、取組を検証し、必要に応じて改善を図っていく。

茨城県地域防災計画（地震災害、津波災害、風水害等対策計画編）

計画策定の趣旨	災害対策基本法（昭和 36 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 40 条の規定に基づき、県の地域に係る災害対策を実施するに当たり、防災関係機関がその全機能を発揮して住民を災害から保護するための事項を定め、もって防災の万全を期するものである。
計 画 期 間	定めなし（昭和 38 年 10 月策定、令和 5 年 1 月最終修正）
計 画 の 特 徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国の「防災基本計画」に基づき、茨城県防災会議において作成し、毎年検討を加え、必要がある場合は修正を加える。</li> <li>・ 指定行政機関等の防災業務計画に抵触してはならない。</li> <li>・ 作成・修正の際は、内閣総理大臣に報告する。</li> </ul>
計 画 の 概 要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本県に係る防災に関し、指定地方行政機関をはじめとする防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</li> <li>・ 防災施設の新設・改良、教育・訓練その他の災害予防</li> <li>・ 情報の収集・伝達、災害に関する予報・警報の発令・伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他災害応急対策</li> <li>・ 災害復旧に関する事項別の計画</li> </ul> <p>&lt;最近の改定の状況&gt;</p> <p>令和 5 年 1 月 防災基本計画の修正や県の最新の取組等を踏まえ、地震災害、津波災害、風水害等対策計画編を改定。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①全ての避難行動要支援者が避難できる市町村の支援体制の整備及びマイ・タイムラインの啓発など避難対策</li> <li>②新型コロナウイルス感染症対策を考慮した避難所の対応やレイアウト例を盛り込んだ避難所運営マニュアル・指針を本計画に位置付け</li> <li>③災害時における女性に特化した相談窓口の設置など女性の視点を踏まえた防災対策</li> <li>④住民へ発出する避難情報について、「避難勧告又は避難指示」から「避難指示」へ一本化</li> <li>⑤応急仮設住宅の供与について、公営住宅や賃貸型住宅の活用により、被災者の応急的な住まいを早期確保</li> <li>⑥危険が確認された盛土に対する県や市町村による速やかな是正指導</li> </ul>
計画の推進体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平常時から災害に備えるとともに、発災時には、国、県、市町村等防災関係機関が連携して、災害応急対策及び災害復旧に当たる。</li> </ul>

茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）

<p>計画策定の趣旨</p>	<p>災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 40 条の規定に基づき、原子力災害から県民の生命、身体及び財産を保護することを目的として、原子力事業所から放射性物質が異常な水準で事業所外へ放出される事態に対し、国、県、市町村、指定公共機関等の防災関係機関が防災に関してとるべき措置を定めたものである。</p>
<p>計画期間</p>	<p>定めなし（昭和 38 年 10 月策定、令和 5 年 1 月最終修正）</p>
<p>計画の特徴</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国の「防災基本計画」及び「原子力災害対策指針」に基づき、茨城県防災会議において作成し、必要がある場合は検討し修正を加える。</li> </ul>
<p>計画の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</li> <li>・ 原子力災害事前対策（災害応急体制及び設備の整備等）</li> <li>・ 緊急事態応急対策（事故発生時における連絡及び初期活動等）</li> <li>・ 原子力災害中長期対策（各種規制措置の解除等）</li> </ul> <p>&lt;最近の改定の状況&gt;</p> <p>令和 5 年 1 月 感染症対策等を考慮した避難所の環境改善、試験研究用等原子炉施設（JRR-4）の廃止措置計画の認可及び全ての燃料体の施設外への搬出等に伴う改定</p> <p>主な改定内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 避難所を確保する際の一人当たり面積の目安の明記</li> <li>② 試験研究用等原子炉施設（JRR-4）の原子力災害対策重点区域（UPZ：500m）を廃止 等</li> </ol>
<p>計画の推進体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平常時から災害に備えるとともに、発災時には、国、県、市町村等防災関係機関が連携して、災害応急対策及び災害復旧に当たる。</li> </ul>

## 原子力災害に備えた茨城県広域避難計画

計画策定の趣旨	国の防災基本計画及び県地域防災計画に基づき、あらかじめ避難計画を策定することとされている市町村の取組を支援するために定めるもの。
計画期間	定めなし（平成27年3月策定、平成31年3月一部改定）
計画の特徴	P A Z（原子力発電所から概ね5 kmの範囲）及びU P Z（同5～30 kmの範囲）を含む市町村が避難計画を策定するうえで必要な避難先や避難経路など基本的な事項と課題を取りまとめている。
計画の概要	<p>○基本的な考え方</p> <p>P A Zでは放射性物質放出前の全面緊急事態において直ちに避難を開始し、U P Zでは放射性物質放出後、空間放射線量率の測定結果に基づき段階的に避難する。</p> <p>○計画の基本的事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難対象：30 km圏内14市町村の約94万人</li> <li>・避難先：30 km圏外の県内30市町村及び近隣5県</li> <li>・避難経路：高速道路や国道など主な幹線道路を設定</li> <li>・防護措置：原子力災害対策指針（EAL、OIL）に基づく対応</li> </ul> <p>○住民の避難等に係る広報</p> <p>○住民等の避難</p> <p>○複合災害への当面の対応</p> <p>○安定ヨウ素剤の配布・服用及び避難退域時検査の実施</p> <p>○避難所の開設と運営等</p> <p>○避難状況の確認</p> <p>○今後の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県外の避難先の確保</li> <li>・避難退域時検査実施体制の確保</li> <li>・安定ヨウ素剤の配布体制</li> <li>・複合災害時に係る対応</li> </ul> <p>※国や市町村等と共有している課題として、移動手段の確保、要配慮者対策、屋内退避時の対応等</p>
計画の推進体制	<p>県や、避難先などを定めた避難計画を取りまとめている5市町では、実効性確保のために解決すべき課題を明確にしている。</p> <p>引き続き、国・県・14市町村・関係機関において、これら課題などの解決策を検討し「実効性ある避難計画」の策定に取り組んでいく。</p>

## 第6次地震防災緊急事業五箇年計画

計画策定の趣旨	地震防災対策特別措置法（平成7年7月施行）に基づき、国民の生命・身体及び財産を保護するため、地震防災緊急事業五箇年計画を作成し、地震防災対策の強化を図る。																											
計 画 期 間	令和3年度から令和7年度まで（令和4年3月策定）																											
計 画 の 特 徴	地震防災上整備すべき施設等の中長期的な整備目標を設定し、また、その必要性、緊急性を明確にしている。 なお、本計画に計上された事業の一部については、国庫補助率嵩上げ等の財政措置が講じられている。																											
計 画 の 概 要	<p>消防用施設等の整備、公共施設の耐震改修等の19項目について、整備目標を記載。</p> <p>事業主体 県及び市町村（消防本部等を含む。）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対 象 施 設</th> <th style="text-align: center;">嵩上げ</th> <th style="text-align: center;">通 常</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防用施設（3号施設）</td> <td style="text-align: center;">1 / 2</td> <td style="text-align: center;">1 / 3</td> </tr> <tr> <td>社会福祉施設（8号施設）</td> <td style="text-align: center;">2 / 3</td> <td style="text-align: center;">1 / 2</td> </tr> <tr> <td>公立幼稚園・小中学校・特別支援学校の改築（8の2号、9号、10号施設）</td> <td style="text-align: center;">1 / 2</td> <td style="text-align: center;">1 / 3</td> </tr> <tr> <td>公立幼稚園・小中学校・特別支援学校の補強（8の2号、9号、10号施設）</td> <td style="text-align: center;">2 / 3</td> <td style="text-align: center;">1 / 3</td> </tr> <tr> <td>防災行政無線（15号施設）</td> <td style="text-align: center;">1 / 2</td> <td style="text-align: center;">1 / 3</td> </tr> <tr> <td>飲料水施設・自家発電設備（16号施設）</td> <td style="text-align: center;">1 / 2</td> <td style="text-align: center;">1 / 3</td> </tr> <tr> <td>備蓄倉庫（17号施設）</td> <td style="text-align: center;">1 / 2</td> <td style="text-align: center;">1 / 3</td> </tr> <tr> <td>救護設備又は資機材の整備（18号施設）</td> <td style="text-align: center;">1 / 2</td> <td style="text-align: center;">1 / 3</td> </tr> </tbody> </table>	対 象 施 設	嵩上げ	通 常	消防用施設（3号施設）	1 / 2	1 / 3	社会福祉施設（8号施設）	2 / 3	1 / 2	公立幼稚園・小中学校・特別支援学校の改築（8の2号、9号、10号施設）	1 / 2	1 / 3	公立幼稚園・小中学校・特別支援学校の補強（8の2号、9号、10号施設）	2 / 3	1 / 3	防災行政無線（15号施設）	1 / 2	1 / 3	飲料水施設・自家発電設備（16号施設）	1 / 2	1 / 3	備蓄倉庫（17号施設）	1 / 2	1 / 3	救護設備又は資機材の整備（18号施設）	1 / 2	1 / 3
対 象 施 設	嵩上げ	通 常																										
消防用施設（3号施設）	1 / 2	1 / 3																										
社会福祉施設（8号施設）	2 / 3	1 / 2																										
公立幼稚園・小中学校・特別支援学校の改築（8の2号、9号、10号施設）	1 / 2	1 / 3																										
公立幼稚園・小中学校・特別支援学校の補強（8の2号、9号、10号施設）	2 / 3	1 / 3																										
防災行政無線（15号施設）	1 / 2	1 / 3																										
飲料水施設・自家発電設備（16号施設）	1 / 2	1 / 3																										
備蓄倉庫（17号施設）	1 / 2	1 / 3																										
救護設備又は資機材の整備（18号施設）	1 / 2	1 / 3																										
計画の推進体制	国の財政措置等を受け、県・市町村が一体となり、計画の推進を図っている。																											
備 考	地震防災対策特別措置法第4条の適用期間の延長について、第204回国会（令和3年1月18日～）で改正され、地震防災緊急事業に係る国の負担・補助割合の嵩上げ措置の期限が延長された。（令和8年3月31日まで5年間延長） これに伴い、令和3年度に第6次計画の策定作業を行い、令和4年3月23日に内閣総理大臣の同意を受け策定完了となった。																											

## 茨城県業務継続計画（地震編）

計画策定の趣旨	大規模地震により、庁舎や設備の損傷、ライフラインの途絶、職員の被災など、人員・物資・情報など利用できる資源が制約を受ける状況下において、応急復旧対策業務を行いつつ、県民生活に必要な不可欠な通常業務を継続もしくは早期に復旧させる。
計画期間	定めなし（平成24年9月策定、令和4年3月改定）
計画の特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務継続計画に示す方針に基づき、本庁各課及び各出先機関を単位とする業務継続マニュアルを作成する。</li> <li>・ マニュアル作成にあたっての想定は、原則として次のとおりとし、大規模地震が施設や庁舎などの業務執行環境や、人員・物資・資機材などの業務資源に与える影響を考える。</li> <li>＊冬の休日の夕方・深夜など、対応がより困難な季節や発災時間帯を想定</li> <li>＊震度6強以上や大津波が生じ、県内全域で大きな被害が発生</li> <li>・ 計画やマニュアルは、毎年見直しを行う。</li> </ul>
計画の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 基本方針 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務の優先順位をあらかじめ整理し、緊急性や優先度の低い業務は大幅に縮小(又は休止・中止)する。</li> <li>・ 業務の実施に必要な人員や物資などの確保策や代替策等をあらかじめ検討・準備する。</li> <li>・ 本庁各課（室）及び各出先機関を単位とした業務継続マニュアルを作成する。</li> </ul> </li> <li>○ マニュアルの内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発災時に行う業務の選定、必要人員の算定</li> <li>・ 庁舎の耐震性や職員参集時間の把握</li> <li>・ 業務継続に必要な人員や代替施設、電気・水道等の確保策の準備</li> </ul> </li> <li>○ 市町村・関係機関との協力・連携 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村における業務継続計画策定等への協力</li> <li>・ 関係機関に対する計画やマニュアルの理解促進と連携強化</li> </ul> </li> </ul>
計画の推進体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災監会議（議長：防災・危機管理部長）により業務継続に係る情報の共有や、課題対応策の全庁調整を図り、計画及びマニュアルの維持管理を行う。</li> <li>・ 各部局庁の防災監の下、業務継続マニュアルの点検及び見直しを実施する。</li> </ul>



## 茨城県国民保護計画

計画策定の趣旨	大規模テロや武力攻撃事態等が発生した場合に、国民保護措置を迅速かつ的確に実施し、県民の生命、身体及び財産を保護し、県民の安全を確保する。												
計画期間	定めなし（平成18年1月策定 平成30年12月最終修正）												
計画の特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本県には多くの産業集積や原子力施設、さらには、石油化学コンビナートが立地していることから、これら重要施設の安全を確保するための平素からの備えを十分行う。</li> <li>・武力攻撃やテロ攻撃等による被害に迅速に対処するため、武力攻撃事態等が認定される前であっても、知事を本部長とする危機管理対策本部を設置して、情報収集、現場での対応や国への報告等の初動体制を十分確保する。</li> </ul>												
計画の概要	<p>県国民保護計画は全5編から構成され、各編の主な内容は次のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">編</th> <th style="width: 90%;">主 な 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1編 総則</td> <td>国民保護措置を実施するに当たっての基本的人権の尊重、指定地方公共機関等の自主性の尊重、従事者の安全の確保等の基本方針。</td> </tr> <tr> <td>第2編 平素からの備え</td> <td>国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための平素から必要な体制の整備。 (主な備え) 非常通信体制の整備、訓練の実施、生活関連等施設の警戒の強化、物資資材の備蓄、国民保護の啓発</td> </tr> <tr> <td>第3編 武力攻撃事態等への対処</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・武力攻撃事態等の認定前における危機管理対策本部設置による初動体制の確立。</li> <li>・市町村との連携による被災地等における収容施設の供与、生活必需品の給与、医療の提供等の救援の実施。</li> <li>・被災住民の安否情報の収集及び回答。</li> <li>・原子力事業所が武力攻撃を受けた場合の地域防災計画（原子力編）と連携した措置の実施。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>第4編 復旧等</td> <td>県が管理する施設及び設備への武力攻撃災害による被害に対する応急の復旧の措置。</td> </tr> <tr> <td>第5編 緊急処理事態への対処</td> <td>緊急処理事態への対処については、武力攻撃事態等への対処に準拠。</td> </tr> </tbody> </table>	編	主 な 内 容	第1編 総則	国民保護措置を実施するに当たっての基本的人権の尊重、指定地方公共機関等の自主性の尊重、従事者の安全の確保等の基本方針。	第2編 平素からの備え	国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための平素から必要な体制の整備。 (主な備え) 非常通信体制の整備、訓練の実施、生活関連等施設の警戒の強化、物資資材の備蓄、国民保護の啓発	第3編 武力攻撃事態等への対処	<ul style="list-style-type: none"> <li>・武力攻撃事態等の認定前における危機管理対策本部設置による初動体制の確立。</li> <li>・市町村との連携による被災地等における収容施設の供与、生活必需品の給与、医療の提供等の救援の実施。</li> <li>・被災住民の安否情報の収集及び回答。</li> <li>・原子力事業所が武力攻撃を受けた場合の地域防災計画（原子力編）と連携した措置の実施。</li> </ul>	第4編 復旧等	県が管理する施設及び設備への武力攻撃災害による被害に対する応急の復旧の措置。	第5編 緊急処理事態への対処	緊急処理事態への対処については、武力攻撃事態等への対処に準拠。
編	主 な 内 容												
第1編 総則	国民保護措置を実施するに当たっての基本的人権の尊重、指定地方公共機関等の自主性の尊重、従事者の安全の確保等の基本方針。												
第2編 平素からの備え	国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための平素から必要な体制の整備。 (主な備え) 非常通信体制の整備、訓練の実施、生活関連等施設の警戒の強化、物資資材の備蓄、国民保護の啓発												
第3編 武力攻撃事態等への対処	<ul style="list-style-type: none"> <li>・武力攻撃事態等の認定前における危機管理対策本部設置による初動体制の確立。</li> <li>・市町村との連携による被災地等における収容施設の供与、生活必需品の給与、医療の提供等の救援の実施。</li> <li>・被災住民の安否情報の収集及び回答。</li> <li>・原子力事業所が武力攻撃を受けた場合の地域防災計画（原子力編）と連携した措置の実施。</li> </ul>												
第4編 復旧等	県が管理する施設及び設備への武力攻撃災害による被害に対する応急の復旧の措置。												
第5編 緊急処理事態への対処	緊急処理事態への対処については、武力攻撃事態等への対処に準拠。												
計画の推進体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・茨城県国民保護協議会（会長：知事、委員：46名）</li> <li>・茨城県国民保護協議会幹事会（幹事：41名）</li> </ul>												

## 茨城県石油コンビナート等防災計画

計画策定の趣旨	石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号以下「法」という。)第2条第2号に定める「石油コンビナート等特別防災区域」に係る災害の防止に関する基本的事項を定め、国、地方公共団体、公共機関及び事業所の責務を明確にするとともに、それぞれの全機能が総合的に発揮できるよう防災体制を確立し、もって地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。
計画期間	定めなし(昭和52年12月策定、令和4年1月最終修正)
計画の特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石油コンビナート等特別防災区域内の防災対策について記載されており、本県では鹿島臨海地区(鹿島港周辺)のみが該当する。</li> <li>・法第31条に本計画の作成、修正が義務付けられている。</li> <li>・毎年検討を加え、必要がある場合は修正を加える。</li> </ul>
計画の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石油コンビナート等特別防災区域の状況</li> <li>・防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</li> <li>・防災組織の整備状況及び相互応援体制</li> <li>・災害の想定</li> <li>・災害予防対策</li> <li>・災害応急対策</li> <li>・災害復旧対策</li> </ul>
計画の推進体制	法第27条の定めにより茨城県石油コンビナート等防災本部を設置している。知事を本部長、関係行政機関等の長を本部員とする組織で、同条第3項に定める当該組織の事務の一つに本計画の推進がある。

## 茨城県傷病者の搬送及び受入れに関する実施基準

計画策定の趣旨	消防機関による救急業務としての傷病者の搬送及び医療機関における当該傷病者の受入れの迅速かつ適切な実施を図る。
計画期間	試 行：平成 23 年 1 月～平成 23 年 3 月 本格運用：平成 23 年 4 月～
計画の特徴	中等症以上の傷病者を速やかに医師の管理の下に置くことができるよう、傷病者の受入医療機関選定に一定時間以上を要した場合、あらかじめ定めた医療機関に搬送することとした。
計画の概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 医療機関リスト 緊急度、重症度、専門性等の観点から分類した 15 の症状に対応できる医療機関のリストを作成。</li> <li>2 選定基準 症状別医療機関リストから原則として直近の医療機関に搬送する。</li> <li>3 観察基準 救急隊が、現場で傷病者の状況を適切に観察し、該当する医療機関リストを選択できるよう作成。</li> <li>4 受入医療機関確保基準 処置困難やベッド満床等の理由により、傷病者の受入れ医療機関の選定に、20 分程度以上要した場合は、あらかじめ定めた医療機関に搬送し、必要な処置を行う。</li> </ol>
計画の推進体制	消防法に基づく県の付属機関である「茨城県救急業務高度化推進協議会（会長：県医師会長）」において、毎年、実施基準に係る救急搬送の調査分析を行い、必要な見直しを行う。

## 付属機関一覧

令和4年4月1日現在

名 称	設置目的(根拠法令等)	定 数	任 期	主管課
茨城県国民保護協議会	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 (平成16年法律第112号) 第37条	60名 以内	2年	防災・危機管理課
茨城県防災会議	災害対策基本法 (昭和36年法律第233号) 第14条	65名 以内	2年	防災・危機管理課
茨城県石油コンビナート等 防災本部	石油コンビナート等災害防止法 (昭和50年法律第84号) 第27条	なし	知事が任命する者(1名) 2年	消防安全課
茨城県救急業務高度化推進 協議会	消防法 (昭和23年法律第186号) 第35条の8	なし	2年	消防安全課
茨城県原子力審議会	茨城県行政組織条例	25名 以内	2年	原子力安全対策課

## 関係団体一覧

令和4年4月1日現在

団体名	代表者	住所	主管課	備考
(公財)茨城県消防協会	葉梨 衛	水戸市千波町1918 (茨城県総合福祉会館内)	消防安全課	県出資法人
(公社)茨城県危険物安全協会連合会	幡谷 定俊	水戸市笠原町978番26 (茨城県市町村会館内)	消防安全課	
(一社)茨城県消防設備協会	瀬谷 利雄	水戸市五軒町1-4-19 (茨城県酒造会館内)	消防安全課	
(一財)消防試験研究センター茨城県支部	長岡 敦	水戸市笠原町978番25 (茨城県開発公社ビル内)	消防安全課	
(一社)茨城県高圧ガス保安協会	立原 孝夫	水戸市桜川2-2-35 (茨城県産業会館内)	消防安全課	
(一社)茨城県火薬類保安協会	長谷川 晴彦	水戸市笠原町978番26 (茨城県市町村会館内)	消防安全課	
茨城消防救急無線・指令センター 運営協議会	高橋 靖	水戸市内原町1395番地の1	消防安全課	
(公社)茨城原子力協議会	内山 洋司	東海村村松225-2	原子力安全対策課	